平成２９年（フ）第５８０４号
東京都北区西が丘３丁目８－３－624
債務者　飯田　信子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８０７号
東京都杉並区阿佐谷北４－５－４－202、住民票上の住所東京都杉並区荻窪４丁目13－５－105
債務者　上木　洋祐
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８３１号
東京都足立区千住柳町16－９－402
債務者　渡邊　好章
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８３４号
東京都練馬区南大泉２丁目15－27－101
債務者　泉　　文彦
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４０号
東京都東大和市向原６丁目１－17－811
債務者　神田　光廣
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４１号
東京都東大和市向原６丁目１－17－811
債務者　神田　明美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４３号
東京都新宿区上落合２丁目15－18－101
債務者　市原　　繭（旧氏名康名峰）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４４号
東京都豊島区目白４丁目27－７
債務者　高橋　　茂
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４５号
東京都江東区潮見１丁目29－23　さざなみ苑
債務者　近藤　和彦
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４８号
東京都町田市本町田2345－１　公社住宅ホ10－309
債務者　廣瀬　照子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８４９号
東京都板橋区常盤台４丁目37－４－301
債務者　前田　幸治
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８５２号
東京都練馬区光が丘７丁目７－２－1108
債務者　高屋　　博
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８５３号
東京都練馬区光が丘７丁目７－２－1108
債務者　高屋　博美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８５８号
東京都葛飾区堀切４丁目16－14　第２塚田マンション304
債務者　萱沼　　進
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２４号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目21番16号　美和樹はうす　２－Ｂ
債務者　一円　靖紀
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部